

日 本 土 壤 動 物 学 会 会 則

(1978年5月15日制定)
最終改正2017年4月1日

第1章 総 則

(名称)

第1条 この会は、日本土壌動物学会 (The Japanese Society of Soil Zoology) (以下「本会」という.) と称する。

(目的)

第2条 本会は、わが国における土壌動物学の進歩と普及を図ることを目的とする。

(事業)

第3条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 年1回の大会の開催
- (2) 年2回以上の会誌を発行すること。
- (3) 出版物の編集及び刊行
- (4) 必要に応じ、シンポジウム、セミナー、講演会、講習会等 (以下「会合等」という.) を開催すること。
- (5) 土壌動物学に関係ある内外の諸学会・諸機関との連絡及び共同事業を行うこと。
- (6) 学会賞の授与
- (7) その他、本会の目的に合致する事業

第2章 会 員

(会員)

第4条 本会の会員は、正会員、団体会員、賛助会員及び名誉会員の4種類とする。

2 正会員は、本会の目的に賛成して入会した個人とする。

3 団体会員は、本会の目的に賛成して入会した研究室、図書館 (室)、会社及び法人等の団体とする。

4 賛助会員は、本会の目的に賛成し、本会を賛助するために入会した個人、団体及び機関とする。

5 名誉会員は、日本の土壌動物学及び本会の発展に特に大きな功績があり、評議員会において推挙され、総会において決定された個人とする。

(入会)

第5条 本会に入会を希望する者は、所定の申込書に入会年度の会費を添えて、事務局に提出しなければならない。

(会費の納入)

第6条 会員は、会費を前納しなければならない。ただし、名誉会員には会費納入の義務はない。

2 会費を3年滞納した者は、会員の資格を失う。

(退会)

第7条 退会を希望する者は、会長あて退会届を事務局に提出しなければならない。

(権利)

第8条 会員は、次の権利を有する。ただし、団体会員及び賛助会員は、第2号、第4号、第5号及び第6号の権利を、名誉会員は第5号及び第6号の権利をそれぞれ持たない。

- (1) 会誌及び本会の出版物等の配布を受け取ること。
- (2) 会誌に投稿すること。
- (3) 大会に参加すること。
- (4) 大会及び会合等において、研究発表及び講演を行い、意見を述べること。
- (5) 大会の運営及び事業に関し、意見を述べること。
- (6) 大会運営の選挙権並びに被選挙権

第3章 役員

(役員の種類)

第9条 本会に、次の役員を置く。

- (1) 会長1名
- (2) 評議員約15名
- (3) 事務局長1名
- (4) 幹事若干名
- (5) 会計監査2名

(役員の決定)

第10条 本会の役員は、選挙、推薦又は評議員の協議によって決定する。

- 2 会長及び評議員は、正会員の互選により決める。
- 3 事務局長、幹事及び会計監査は正会員の中から、評議員の協議によって選び、会長が委嘱する。
- 4 会計監査は、他の役員を兼ねることは出来ない。
- 5 会長及び評議員の選挙の実施に関し、必要な事項は、別に定める。

(役員の職務)

第11条 役員の職務は、次の各号に定める。

- (1) 会長は、本会を代表し、会務を統括する。
- (2) 評議員は、評議員会を組織し、本会運営に関する重要事項を審議する。
- (3) 事務局長は、本会の事務局を代表し、事務局の業務を統括する。
- (4) 幹事は、それぞれ、庶務、会計及び編集に係る業務を担当する。
- (5) 会計監査は、本会の会計を監査する。

(役員の任期)

第12条 役員の任期は総会終了翌日から、翌々年の総会終了の日までとする。

- 2 会長及び評議員の再選は妨げない。ただし、連続三選は出来ない。
- 3 任期中の役員に欠員が生じた場合、その補充については、評議員会の協議によって決定する。
- 4 補充された役員の任期は、前任者の残任期間とする。

第4章 機関

(総会)

第13条 総会は、本会の最高決議機関であり、重要事項を審議・決定する。

- 2 総会は、年1回会長がこれを招集しなければならない。
- 3 評議員の3分の2以上から総会開催の請求があった場合、会長は、臨時に総会を招集しなければならない。
- 4 総会における議決は、出席正会員の過半数による。
- 5 緊急を要する事項は、総会の承認に先行し、評議員会の判断により実施することが出来る。

(評議員会)

第14条 評議員会は、本会の運営に関する重要事項を審議する。

- 2 評議員会は、会長及び評議員をもって構成する。
- 3 評議員会は、会長が招集し、会長がその議長となる。
- 4 評議員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

(委員会)

第15条 本会の運営を円滑に行うため、次の委員会を置く。

- (1) 編集委員会
 - (2) 学会賞選考委員会
 - (3) 選挙管理委員会
 - (4) その他、本会の運営上必要な委員会
- 2 前項第1号から第4号の委員は、評議員会が推薦し、会長が委嘱する。
 - 3 本条第1項第1号から第4号の委員会の運営に必要な事項は、別に定める。

(事務局)

第16条 事務局は、事務局長と幹事で構成し、会務を行う。

2 本会の事務所は以下のものとする。

〒112-0012 東京都文京区大塚 5-3-13 小石川アーバン 4F 一般社団法人学会支援機構

第5章 会計

(経費)

第17条 本会の経費は、会費その他の収入をもって充てる。

2 会費の年額は、別に定める。

(会計年度)

第18条 本会の会計年度は、4月1日に始まり翌年の3月31日に終わる。

(寄付及び特別会計)

第19条 本会に対する寄付金及び補助金は、評議員会の議を経て本会がこれを受け特別会計に入れ運用する。

第6章 会則の改廃

第20条 この会則の改廃には、総会における出席正会員の3分の2以上の賛成を必要とする。

第7章 雑則

第21条 この会則に定めるもののほか、本会の運営上必要な事項は、別に定める。

附 則

この会則は1978年5月15日から施行する。

附 則 (1992年5月9日)

- 1 この会則は1992年5月9日から施行し、1992年4月1日から適用する。
- 2 従前の規定により1992年3月31日に選出された運営委員は、改正後の第10条第2項、第11条第1項、同第3項、第12条第2号、第13条第3項、第14条第3項、同第5項、及び第15条の各項に規定する「評議員」と読み替えて運用する。
- 3 この会則は2010年8月25日より施行し、2010年4月1日から適用する。
- 4 この会則は2012年3月1日より施行し、2012年3月1日から適用する。
- 5 この会則は2013年5月25日より施行し、2013年5月25日から適用する。
- 6 この会則は2017年4月1日より施行し、2017年4月1日から適用する。